

○ガス用品の技術上の基準等に関する省令（昭和四十六年四月一日通商産業省令第二十七号）

改正後	改正前				
<p>(技術上の基準)</p> <p>第十一条 法第三十九条の十第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、別表第三に掲げるとおりとする。</p> <p>(検査の方式等)</p> <p>第十三条 法第三十九条の十第二項の規定により届出事業者は、その製造又は輸入に係るガス用品（同条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。以下この条において同じ。）について、別表第三の技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法による検査を行わなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>別表第3（第11条、第13条関係）</p> <p>1 一般要求事項</p> <p>(1) 安全原則</p> <p>イ <u>ガス用品は、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計されるものとする。</u></p> <p>ロ <u>ガス用品は、当該ガス用品の安全性を確保するために、形状が正しく設計され、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であるものとする。</u></p> <p>(2) 安全機能を有する設計等</p> <p>イ <u>ガス用品は、1（1）の原則を踏まえ、危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有するよう設計されるものとする。</u></p> <p>ロ <u>ガス用品は、1（2）イの規定による措置のみによつてはその安全性の確保が困難であると認められるときは、当該ガス用品の安全性を確保するために必要な情報及び使用上の注意について、当該ガス用品又はこれに附属する取扱説明書等</u></p>	<p>(技術上の基準)</p> <p>第十一条 法第三十九条の十第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、別表第三のガス用品の区分の欄に掲げる区分ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げるとおりとする。</p> <p>(検査の方式等)</p> <p>第十三条 法第三十九条の十第二項の規定により届出事業者は、その製造又は輸入に係るガス用品（同条第一項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。以下この条において同じ。）について、別表第三のガス用品の区分ごとにそれぞれ同表の技術上の基準の欄に掲げる技術上の基準への適合を確認するために適切と認められる方法による検査を行わなければならない。</p> <p>2～3 (略)</p> <p>別表第3（第11条、第13条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1142 938 2172 1430"> <thead> <tr> <th data-bbox="1142 938 1281 1114">ガス用品の区分</th> <th data-bbox="1281 938 2172 1114">技術上の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1142 1114 1281 1430">半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器</td> <td data-bbox="1281 1114 2172 1430"> <p>1 <u>ガスの取入部からパイロットバーナー及びメインバーナー（パイロットバーナーを有しないものにあつてはメインバーナーとする。以下「バーナー」という。）までのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）、フィン及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。</u></p> <p>2 <u>ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本工業規格S 2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	ガス用品の区分	技術上の基準	半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器	<p>1 <u>ガスの取入部からパイロットバーナー及びメインバーナー（パイロットバーナーを有しないものにあつてはメインバーナーとする。以下「バーナー」という。）までのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）、フィン及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。</u></p> <p>2 <u>ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本工業規格S 2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐</u></p>
ガス用品の区分	技術上の基準				
半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器	<p>1 <u>ガスの取入部からパイロットバーナー及びメインバーナー（パイロットバーナーを有しないものにあつてはメインバーナーとする。以下「バーナー」という。）までのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）、フィン及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。</u></p> <p>2 <u>ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本工業規格S 2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐</u></p>				

への表示又は記載がされるものとする。

(3) 供用期間中における安全機能の維持

ガス用品は、当該ガス用品に通常想定される供用期間中、安全機能が維持される構造であるものとする。

(4) 使用者及び使用場所を考慮した安全設計

ガス用品は、想定される使用者及び使用される場所を考慮し、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計されているものとする。

(5) 耐熱性等を有する部品及び材料の使用

ガス用品には、当該ガス用品に通常想定される使用環境に応じた適切な耐熱性、耐食性等を有する部品及び材料が使用されるものとする。

2 危険源に対する保護

(1) 火災の危険源からの保護

ガス用品には、発火又は発熱によつて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な構造の採用、難燃性の部品及び材料の使用その他の措置が講じられるものとする。

(2) 火傷の防止

ガス用品には、通常の使用状態において、人体に危害を及ぼすおそれがある温度とならないこと、発熱部が容易に露出しないこと等の火傷を防止するための設計その他の措置が講じられるものとする。

(3) ガス用品自体又は外部から加わる作用によつて生じる機械的な動作を原因とする危害の防止

イ ガス用品には、それ自体が有する不安定性による転倒、可動部又は鋭利な角への接触等によつて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、適切な設計その他の措置が講じられるものとする。

ロ ガス用品には、通常起こり得る外部からの作用により生じる危険源によつて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように、必要な強度を持つ設計その他の措置が講じられるものとする。

(4) 無監視状態での運転を考慮した安全設計

ガス用品は、当該ガス用品に通常想定される無監視状態での運転においても、人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないように設計されてい

食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3 ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、ガスに侵されないものであること。

4 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を10回繰り返し、8回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。

5 点火動作が自動的に行われるもの（パイロットバーナー（常時燃焼型でないパイロットバーナーを有するもの又はパイロットバーナーを有しないものにあつては、メインバーナーとする。以下「パイロットバーナー等」という。）への点火確認、確認後の処置等点火のために必要な一連の動作が自動的に行われるものをいう。以下同じ。）又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあつては、通常の使用状態（試験室の温度が5度から35度の間であつて、給水圧力が0.1メガパスカルの状態をいう。以下半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。

6 放電装置を用いて点火を行うものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。

(2) 放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メガオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間げき以上の距離が保持されていることとすることができる。

(3) 電極は、位置及び電極間げきが容易に変化しないように固定されていること。

7 通常の使用状態において、メインバーナーへの着火操作を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。

るものとする。

(5) 始動、再始動及び停止による危害の防止

イ ガス用品は、不意な始動によつて人体に危害を及ぼし又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。

ロ ガス用品は、動作が中断し、又は停止したときは、再始動によつて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。

ハ ガス用品は、不意な動作の停止によつて人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないものとする。

(6) 異常燃焼又は有害な燃焼ガスの発生による危害の防止

ガス用品は、通常の使用状態において、異常燃焼又は有害な燃焼ガスの発生により人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えるおそれがないよう設計その他の措置が講じられるものとする。

(7) 感電に対する保護

ガス用品は、使用場所の状況及び電圧に応じ、感電のおそれがないように、次に掲げる措置が講じられるものとする。

(イ) 危険な充電部への人の接触を防ぐこと。

(ロ) 接触電流は、人体に影響を及ぼさないように抑制されていること。

(8) 絶縁性能の保持

ガス用品は、通常の使用状態において受けるおそれがある内外からの作用を考慮し、かつ、使用場所の状況に応じ、絶縁性能が保たれるものとする。

3 表示

(1) 一般

ガス用品は、安全上必要な情報及び使用上の注意を、見やすい箇所に容易に消えない方法で表示されるものとする。

(2) 個別の規定

イ 3 (1) の規定による表示には、次の (イ) から (ニ) に掲げるガス用品の区分に応じ、それぞれ (イ) から (ニ) に定める事項を含むこと。

(イ) 別表第一第一号から第四号までのガス用品 届出事業者の氏名又は名称、法第三十九条の十一第二項に規定する証明書の交付を受けた国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関 (以下「検査機関」と総称する。

(2) 1点に着火した後2秒以内にすべての炎口に着火すること。

8 パイロットバーナー等に点火しなかつた場合及びパイロットバーナー等の炎が立ち消えした場合に、自動的にバーナーへのガスの通路を閉ざす装置 (パイロットバーナー等に自動的に再点火し、一定時間経過後も再点火しないときに、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置 (以下「再点火型立ち消え安全装置」という。) を含む。以下「立ち消え安全装置」という。) を有すること。

9 立ち消え安全装置は、正常に機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。

10 立ち消え安全装置 (再点火型立ち消え安全装置を除く。) は、パイロットバーナー等に点火しなかつた時及びバーナーが消火した時から1.5分以内に閉弁すること。

11 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。

(2) パイロットバーナー等に点火しなかつた場合において、再点火しなかつたときは、点火操作をした時から1分以内に閉弁すること。

(3) バーナーが消火した場合において、再点火しなかつたときは、バーナーが消火した時から1分以内に閉弁すること。

12 交流電源を使用するものであつて、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあつては、再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。

13 自然排気式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 次の表の表示ガス消費量 (技術上の基準の欄の29の規定により表示されたガス消費量をいう。以下半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項において「表示ガス消費量」という。) の欄に掲げる表示ガス消費量に応じて同表の排気筒の内径の欄に掲げる内径以上の排

）の氏名又は名称及び適用すべきガスグループ（備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）

（ロ）別表第一第五号から第八号までのガス用品 届出事業者の氏名又は名称及び適用すべきガスグループ（備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）

（ハ）別表第一第四号のガス用品 使用すべきふろがまの型式

（ニ）別表第一第五号及び第六号のガス用品のうち、開放燃焼式のもの 原則として赤系色の20ポイント以上の大きさの文字で「十分な換気をしないと死亡事故に至るおそれがある。」旨の警告

ロ 3（2）イ（イ）又は（ロ）の規定により表示すべき届出事業者又は検査機関の氏名又は名称については、その者が経済産業大臣の承認を受け、又は経済産業大臣に届け出た場合に限り、その承認を受けた略称又は届け出た登録商標（商標法（昭和三十四年法律第百二十七号）第二条第五項の登録商標をいう。）を用いることができる。

ハ 3（2）イ（ハ）の規定により表示すべきふろがまの型式は、経済産業大臣の承認を受けた場合は、使用すべきふろがまの表示を当該ガスふろバーナーに添付する書面に記載することができる。

気筒を取り付けることができる構造であること。

表示ガス消費量 (単位 キロワット)	排気筒の内径 (単位 ミリメートル)
13以下	90
16以下	100
19以下	110
22以下	120
27以下	130
30以下	140
42以下	160
55以下	180
70以下	200

(2) 逆風止めを有すること。

(3) 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出しないこと。

(4) 次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

イ 通常の使用状態において、排気部に風速2.5メートル毎秒及び5メートル毎秒の上昇風及び降下風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

ロ 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出したときから1分以内に、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有し、かつ、当該装置が作動するまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。また、当該装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

13の2 自然排気式のものにあつては、不完全燃焼を防止する機能であ

つて(1)に掲げる機能(以下半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項において「自然排気式不完全燃焼防止機能」という。)を有すること。また、当該機能に係る装置は、(2)に掲げる条件に適合すること。

(1) 機器の設置されている部屋(以下「自室」という。)が排ガスによつて汚染されたとき、自室の雰囲気空気中の一酸化炭素濃度(体積パーセント。以下同じ。)が0.03パーセントに達する以前にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(2) 装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

14 強制排気式のもの(技術上の基準の欄の15に掲げるものを除く。)にあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 通常の使用状態において、排気部の出口に80パスカルの圧力がかかつたとき、排ガスが排気部の出口以外から流出しないこと及び消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

(2) 排気部の出口に80パスカルを超える圧力がかかつたとき、次に掲げる条件に適合すること。

イ 消火、逆火又は炎のあふれが生ずる以前に排気部の出口以外から排ガスが流出するものにあつては、排気部の出口以外から排ガスが流出したときから1分以内に、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。

ロ 排気部の出口以外から排ガスが流出する以前に、消火、逆火又は炎のあふれが生ずるものにあつては、消火、逆火又は炎のあふれが生じたときにバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。

ハ イ及びロに掲げる装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

14の2 強制排気式のもの(技術上の基準の欄の15に掲げるものを除く。)にあつては、不完全燃焼を防止する機能であつて次の(1)及

び(2)に掲げる機能(以下半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項において「強制排気式不完全燃焼防止機能」という。)を有すること。また、当該機能に係る装置は、(3)に掲げる条件に適合すること。

(1) 自室が排ガスによつて汚染されたとき、自室の雰囲気空気中の一酸化炭素濃度が0.03パーセントに達する以前にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(2) 機器設置室以外の部屋(以下「他室」という。)が機器の排ガスによつて汚染されたとき、他室の雰囲気空気中の一酸化炭素濃度が0.03パーセントに達する以前にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(3) 装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

15 強制排気式のもののうち排気部の出口を排気ダクトに直結するものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 通常の使用状態において、使用すべき排気ダクトの風量を最大としたとき、排ガスが排気部の出口以外から流出せず、かつ、炎が安定していること。

(2) 通常の使用状態において、使用すべき排気ダクトの風量を徐々に低下したとき、排気部の出口以外から排ガスが流出する以前に、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす機能を有すること。

(3) 接続した排気ダクトの風量を、使用すべき排気ダクトの規定風量の50パーセントとしたとき、排気口以外から排ガスが流出しないこと。

(4) 排気温度の検出部が機能しないときは、排気温度が試験室の温度に20度を加えた温度を超えるより前に、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす機能を有すること。

16 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

事項	条件
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換器への接触及びすすの発生がないこと。
理論乾燥燃焼ガス中の一酸化炭素濃度（体積パーセント。以下「燃焼ガス中の一酸化炭素濃度」という。）	0.14パーセント以下であること。

17 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) 次の表の測定箇所欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温度 (単位 度)
乾電池の表面	20
つまみ類	

<u>金属の部分</u>	<u>25</u>
<u>その他の部分</u>	<u>35</u>
<u>手の触れるおそれのある部分（つまみ類及び排ガス排出部を除く。）の表面</u>	<u>105</u>
<u>機器の上面（据置型のものにあつては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面</u>	<u>65</u>

(2) ガス閉止弁（器具栓を含む。以下同じ。）の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本工業規格 S 2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁（器具栓を含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術上の基準の欄の20（4）（器具栓にあつては、技術上の基準の欄の20（3））に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格 S 2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナについては、日本工業規格 S 2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前

後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

18 先止め式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、次に掲げる条件に適合する装置（以下半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項において「熱交換部損傷安全装置」という。）を有すること。

イ 熱交換部に異常が生じたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ロ 作動した後、バーナーへのガスの通路が再び開かないこと。

ハ 装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ニ 容易に改造できない構造であること。

(2) 熱交換部に異常が生じたとき、機器の上面（据置型のものにあつては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面の温度が試験室の温度に65度を加えた温度を超えないこと。また、燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、熱交換部に異常が生じたとき、遮熱板（遮熱板を有しないものにあつては、ケーシング）の温度がその耐熱温度（繰り返し加熱したとき、使用上支障のある変化を生じない温度をいう。以下同じ。）を超えないこと。

19 ガスの取入部は、日本工業規格B0203（1999）管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

20 ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ガスの取入部から給水自動ガス弁の出口までの部分にあつては、4.2キロパスカルの圧力において弁の出口以外の部分からガスが漏れないこと。

(2) 給水自動ガス弁の出口から炎口までの部分にあつては、通常の使用状態において、炎口以外の部分からガスが漏れないこと。

(3) 器具栓にあつては、栓を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。

(4) 器具栓以外の遮断弁にあつては、弁を閉じたとき、4.2キロパス

カルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。

21 水と接するダイヤフラムを有するものは、ダイヤフラムの破損等により、漏水がガスの通路に流入しない構造であること。

22 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1メガオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないように、有効な耐電圧性を有すること。

22の2 電装基板を有するものにあつては、当該基板のはんだ部は通常使用時の温度変化に耐えること。

23 通常の使用状態において、バーナーを消火させる水滴が落ちないこと。

24 通常の操作で空だき又は蒸気の噴出による危険を生じないこと。

25 水の通る部分に凍結防止の措置が講じられていること。

26 次の表の装置の欄に掲げる装置は、種類に応じて同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 器具栓については、技術上の基準の欄の20 (3) に定める基準に適合すること。

(2) 点火装置については、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。

(3) 給水自動ガス弁については、技術上の基準の欄の20 (4) に定める基準に適合すること。

(4) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術上の基準の欄の20 (4) に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術上の基準の欄の11 (1) に定める基準に適合すること。

(5) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術上の基準の欄の20 (1) 又は (2) に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が、試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

(6) 自然排気式不完全燃焼防止機能に係る装置については、技術上

の基準の欄の13の2 (1) に定める基準に、強制排気式不完全燃焼防止機能に係る装置については、技術上の基準の欄の14の2 (1) 及び (2) に定める基準に適合すること。

装置	回数	
	元止め式のもの	先止め式のもの
器具栓	12,000	6,000
点火装置	12,000	6,000
給水自動ガス弁	25,000	50,000
立ち消え安全装置	1,000	1,000
器具ガバナー	30,000	30,000
自然排気式不完全燃焼防止機能に係る装置 強制排気式不完全燃焼防止機能に係る装置	1,000	1,000

27 通常の使用状態において15時間以上断続的（暖房機能（加熱された水等の熱媒体を循環させ暖房等に利用するものをいう。以下半密閉燃焼式ガス瞬間湯沸器の項及び開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器の項において同じ。）を有するものの当該機能に

		<p>係る部分にあつては、8時間以上連続)に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。</p> <p>(1) <u>ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の20に定める基準に適合すること。</u></p> <p>(2) <u>熱交換部にあつては、使用上支障のある変化がないこと。</u></p> <p>(3) <u>逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の16に定める基準に適合すること。</u></p> <p>28 <u>輸送中に加えられる振動を加えた後、技術上の基準の欄の20に定める基準に適合すること。</u></p> <p>29 <u>機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、ガス消費量(単位 キロワット)、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ(備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号)、定格電圧及び定格消費電力(交流電源を使用するものに限る。)、定格周波数(電動機又は変圧器を有するものに限る。)、届出事業者の氏名又は名称、国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣に届け出た登録商標又は経済産業大臣の承認を受けた略称をもつて代えることができる。また、製造年月は、経済産業大臣の承認を受けた記号をもつて代えることができる。</u></p>
	<p>半密閉燃焼式ガスストーブ</p>	<p>1 <u>ガスの取入部からバーナーまでのガスの通る部分(ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。)、熱交換部及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。ただし、ガスの取入部が技術上の基準の欄の18の図1又は図2の形状のものガスの取入部については、温度350度において溶融しないこと。</u></p> <p>2 <u>ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器及び排ガスの通る部分は、</u></p>

日本工業規格 S 2092 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3 ほうろうで耐食表面処理されたメインバーナーにあつては、衝撃に耐えること。

4 ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、ガスに侵されないものであること。

5 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を10回繰り返し、8回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。

6 点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあつては、通常の使用状態（試験室の温度が5度から35度の状態をいう。以下半密閉燃焼式ガスストーブの項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。

7 放電装置を用いて点火を行うものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。

(2) 放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メガオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間げき以上の距離が保持されていることとすることができる。

(3) 電極は、位置及び電極間げきが容易に変化しないように固定されていること。

8 通常の使用状態において、メインバーナーへの着火操作を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。

(2) 1点に着火した後4秒以内にすべての炎口に着火すること。

9 立ち消え安全装置を有すること。

- 10 立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。
- 11 立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、パイロットバーナー等に点火しなかった時及びバーナーが消火した時から2.5分以内に閉弁すること。
- 12 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。
- (2) パイロットバーナー等に点火しなかった場合において、再点火しなかったときは、点火操作をした時から1分以内に閉弁すること。
- (3) バーナーが消火した場合において、再点火しなかったときは、バーナーが消火した時から1分以内に閉弁すること。
- 13 交流電源を使用するものであつて、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあつては、再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。
- 14 自然排気式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 次の表の表示ガス消費量（技術上の基準の欄の30の規定により表示されたガス消費量をいう。以下半密閉燃焼式ガストーブの項において「表示ガス消費量」という。）の欄に掲げる表示ガス消費量に応じて同表の排気筒の内径の欄に掲げる内径以上の排気筒を取り付けることができる構造であること。

<u>表示ガス消費量</u> <u>(単位 キロワット)</u>	<u>排気筒の内径</u> <u>(単位 ミリメートル)</u>
<u>11以下</u>	<u>80</u>
<u>13以下</u>	<u>90</u>

<u>16以下</u>	<u>100</u>
<u>19以下</u>	<u>110</u>

- (2) 逆風止めを有すること。
- (3) 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出しないこと。
- (4) 次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

イ 通常の使用状態において、排気部に風速2.5メートル毎秒及び5メートル毎秒の上昇風及び降下風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

ロ 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出したときに、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有し、かつ、当該装置が作動するまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

15 強制排気式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 通常の使用状態において、排気部の出口に80パスカルの圧力がかかったとき、排ガスが排気部の出口以外から流出しないこと及び消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

(2) 排気部の出口に80パスカルを超える圧力がかかったとき、次に掲げる条件に適合すること。

イ 消火、逆火又は炎のあふれが生ずる以前に排気部の出口以外から排ガスが流出するものにあつては、排気部の出口以外から排ガスが流出したときに、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。

ロ 排気部の出口以外から排ガスが流出する以前に、消火、逆火又は炎のあふれが生ずるものにあつては、消火、逆火又は炎のあふれが生じたときにバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。

16 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

事項	条件
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
燃焼ガス中の一酸化炭素濃度	0.14パーセント以下であること。

17 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。強制対流型のもので停電の際メインバーナーへのガスの通路が閉ざされる構造のもの以外のものにあつては、停電の際においても同様とする。

(1) 次の表の測定箇所欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温度 (単位 度)
乾電池の表面	20
つまみ類	

<u>金属の部分</u>	<u>25</u>
<u>その他の部分</u>	<u>35</u>
<u>手の触れるおそれのある部分（つまみ類及び排ガス排出部を除く。）の表面</u>	<u>105</u>
<u>ガスの取入部（ねじにより管と接続されるものを除く。）の表面</u>	<u>20</u>
<u>機器の下面（つり下げ型のものにあつては、上面）、背面及び側面に面した木壁の表面</u>	<u>65</u>

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本工業規格S 2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁（器具栓を含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術上の基準の欄の21（4）（器具栓にあつては、技術上の基準の欄の21（3））に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格S 2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術上の基準の欄の5に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格 S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

18 ガスの取入部がねじにより管と接続されるもの以外のものにあつては、ガスの取入部は、図1又は図2の形状であること。

図1 ソケット

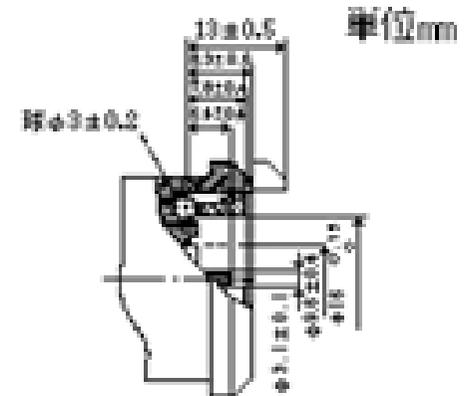
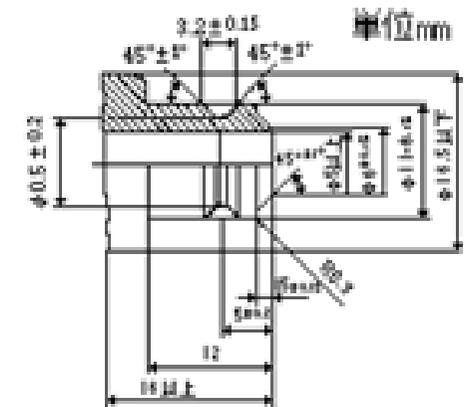


図2 プラグ



- 19 ガスの取入部が技術上の基準の欄の18の図1及び図2の形状のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) プラグ又はソケットの着脱が、円滑かつ確実にできるものであること。
 - (2) プラグ又はソケットを接続した状態において、プラグ又はソケットに10ニュートン・センチメートルのねじり力又は100ニュートンの引張力若しくはせん断力がかかったとき、4.2キロパスカルの圧力において気密性を有すること。
 - (3) プラグ又はソケットを接続した状態において、接続部に150ニュートンの引張力又はせん断力がかかったとき、プラグ又はソケットが抜けず、かつ、使用上支障がある欠陥を生じないこと。
- 20 ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにあつては、日本工業規格B 0203 (1999) 管用テーパねじに定める規格に適合するねじを使用すること。
- 21 ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) ガスの取入部から器具栓の出口までの部分にあつては、4.2キロパスカルの圧力において器具栓の出口以外の部分からガスが漏れないこと。
 - (2) 器具栓の出口から炎口までの部分にあつては、通常の使用状態において、炎口以外の部分からガスが漏れないこと。
 - (3) 器具栓にあつては、栓を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。
 - (4) 器具栓以外の遮断弁にあつては、弁を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。
- 22 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1メガオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないように、有効な耐電圧性を有すること。
- 23 床上で移動して使用できるものにあつては、いずれの方向に傾けて

も20度以内では倒れず、かつ、附属部品の位置が変化しないこと。

24 放射方向が変えられるものにあつては、使用中自然に動かないように放射体を固定できること。

25 放射型のものにあつては、放射体に直接手の触れない構造であること。

26 燃焼面が金属網製のものにあつては、燃焼面の掃除が容易にできる構造であること。

27 次の表の装置の欄に掲げる装置は、同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 器具栓については、技術上の基準の欄の21 (3) に定める基準に適合すること。

(2) 点火装置については、技術上の基準の欄の5に定める基準に適合すること。

(3) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については、弁が技術上の基準の欄の21 (4) に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術上の基準の欄の12 (1) に定める基準に適合すること。

(4) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術上の基準の欄の21 (1) 又は (2) に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

(5) 自動消火装置については、弁が技術上の基準の欄の21 (4) に定める基準に適合すること。

(6) ガスの取入部については、技術上の基準の欄の19 (3) に定める基準に適合すること。

装置	回数
器具栓	

<u>自動温度調節器により作動するもの</u>	<u>30,000</u>
<u>上記以外のもの</u>	<u>6,000</u>
<u>点火装置</u>	<u>6,000</u>
<u>立ち消え安全装置</u>	<u>1,000</u>
<u>器具ガバナー</u>	<u>30,000</u>
<u>自動消火装置</u>	
<u>温度を感知して作動するもの</u>	<u>30,000</u>
<u>一定時間の経過により作動するもの</u>	<u>2,000</u>
<u>ガスの取入部（技術上の基準の欄の18の図1及び図2の形状のものに限る。）</u>	<u>6,000</u>

- 28 通常の使用状態において15時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の21に定める基準に適合すること。
- (2) 熱交換部にあつては、使用上支障のある変化がないこと。
- (3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の16に定める基準に適合すること。
- 29 輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術上の基準の欄の21に定める基準に適合すること。
- 30 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、ガス消費量（単位 キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波

		<p>数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣に届け出た登録商標又は経済産業大臣の承認を受けた略称をもつて代えることができる。また、製造年月は、経済産業大臣の承認を受けた記号をもつて代えることができる。</p>
	<p>半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがま</p>	<p>1 <u>ガスの取入部からバーナーまでのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）、フィン及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。</u></p> <p>2 <u>ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本工業規格 S 2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。</u></p> <p>3 <u>ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、ガスに侵されないものであること。</u></p> <p>4 <u>乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を10回繰り返し、8回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。</u></p> <p>5 <u>点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われなものでパイロットバーナーを有しないものにあつては、通常の使用状態（試験室の温度が5度から35度の間であつて、給湯のできるものにあつては、給水圧力が0.1メガパスカルの状態をいう。以下半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがまの項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。</u></p>

- 6 放電装置を用いて点火を行うものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。
 - (2) 放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メガオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間げき以上の距離が保持されていることとすることができる。
 - (3) 電極は、位置及び電極間げきが容易に変化しないように固定されていること。
- 7 通常の使用状態において、メインバーナーへの着火操作を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。
 - (2) 1点に着火した後2秒以内にすべての炎口に着火すること。
- 8 立ち消え安全装置を有すること。
- 9 立ち消え安全装置は、正常に機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、容易に改造できない構造であること。
- 10 立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、パイロットバーナー等に点火しなかつた時及びバーナーが消火した時から1.5分以内に閉弁すること。
- 11 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。
 - (2) パイロットバーナー等に点火しなかつた場合において、再点火しなかつたときは、点火操作をした時から1分以内に閉弁すること。
 - (3) バーナーが消火した場合において、再点火しなかつたときは、バーナーが消火した時から1分以内に閉弁すること。
- 12 交流電源を使用するものであつて、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあつては、再び通電したとき、バーナーへのガス

の通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。

13 自然排気式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 次の表の表示ガス消費量（技術上の基準の欄の29の規定により表示されたガス消費量をいう。以下半密閉燃焼式ガスバーナー付ふるがまの項において同じ。）の欄に掲げる表示ガス消費量に応じて同表の排気筒の内径の欄に掲げる内径以上の排気筒を取り付けることができる構造であること。

<u>表示ガス消費量</u> <u>(単位 キロワット)</u>	<u>排気筒の内径</u> <u>(単位 ミリメートル)</u>
<u>10以下</u>	<u>75</u>
<u>11以下</u>	<u>80</u>
<u>13以下</u>	<u>90</u>
<u>16以下</u>	<u>100</u>
<u>19以下</u>	<u>110</u>
<u>30以下</u>	<u>120</u>
<u>42以下</u>	<u>140</u>

(2) 逆風止めを有すること。

(3) 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出しないこと。

(4) 次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

イ 通常の使用状態において、排気部に風速2.5メートル毎秒及び5メートル毎秒の上昇風及び降下風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

ロ 逆風止めの逃げ口から排ガスが流出したときから1分以内に、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有し、かつ、

当該装置が作動するまでの間、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。また、当該装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

13の2 自然排気式のものにあつては、不完全燃焼を防止する機能であつて(1)に掲げる機能(以下半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがまの項において「自然排気式不完全燃焼防止機能」という。)を有すること。また、当該機能に係る装置は、(2)に掲げる条件に適合すること。

(1) 自室が排ガスによつて汚染されたとき、自室の雰囲気空気中の一酸化炭素濃度が0.03パーセントに達する以前にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(2) 装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

14 強制排気式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 通常の使用状態において、排気部の出口に80パスカルの圧力がかかつたとき、排ガスが排気部の出口以外から流出しないこと及び消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

(2) 排気部の出口に80パスカルを超える圧力がかかつたとき、次に掲げる条件に適合すること。

イ 消火、逆火又は炎のあふれが生ずる以前に排気部の出口以外から排ガスが流出するものにあつては、排気部の出口以外から排ガスが流出したときから1分以内に、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。

ロ 排気部の出口以外から排ガスが流出する以前に、消火、逆火又は炎のあふれが生ずるものにあつては、消火、逆火又は炎のあふれが生じたときにバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置を有すること。

ハ イ及びロに掲げる装置が正常に機能しなかつたとき、バーナ

一へのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

14の2 強制排気式のものにあつては、不完全燃焼を防止する機能であつて次の(1)及び(2)に掲げる機能(以下半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがまの項において「強制排気式不完全燃焼防止機能」という。)を有すること。また、当該機能に係る装置は、(3)に掲げる条件に適合すること。

(1) 自室が排ガスによつて汚染されたとき、自室の雰囲気空気中の一酸化炭素濃度が0.03パーセントに達する以前にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(2) 他室が機器の排ガスによつて汚染されたとき、他室の雰囲気空気中の一酸化炭素濃度が0.03パーセントに達する以前にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(3) 装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

15 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

事項	条件
<u>リフティング</u>	<u>ないこと。</u>
<u>消火</u>	<u>ないこと。</u>
<u>逆火</u>	<u>ないこと。</u>
<u>すすの発生</u>	<u>黄炎の熱交換器への接触及びすすの発生がないこと。</u>

燃焼ガス中の一酸化炭素濃度	0.14パーセント以下であること。
---------------	-------------------

16 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) 次の表の測定箇所欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温度 (単位 度)
乾電池の表面	20
つまみ類 金属の部分	25
その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類及び排ガス排出部を除く。）の表面	105
機器の上面（据置型のものにあつては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面	65

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室

の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本工業規格 S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁（器具栓を含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術上の基準の欄の19 (4)（器具栓にあつては、技術上の基準の欄の19 (3)）に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格 S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格 S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

17 給湯できるもの（先止め式のものに限る。）にあつては、その給湯に係る部分について、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、次に掲げる条件に適合する装置（以下半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがまの項において「熱交換部損傷安全装置」という。）を有すること。

イ 熱交換部に異常が生じたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ロ 作動した後、バーナーへのガスの通路が再び開かないこと。

ハ 装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ニ 容易に改造できない構造であること。

- (2) 熱交換部に異常が生じたとき、機器の上面（据置型のものにあつては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面の温度が試験室の温度に65度を加えた温度を超えないこと。また、燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、熱交換部に異常が生じたとき、遮熱板（遮熱板を有しないものにあつては、ケーシング）の温度がその耐熱温度を超えないこと。
- 18 ガスの取入部は、日本工業規格B0203（1999）管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。
- 19 ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) ガスの取入部から器具栓の出口までの部分（給水自動ガス弁を有するものにあつては、ガスの取入部から給水自動ガス弁の出口までの部分）にあつては、4.2キロパスカルの圧力において器具栓の出口（給水自動ガス弁を有するものにあつては、給水自動ガス弁の出口）以外の部分からガスが漏れないこと。
- (2) 器具栓の出口から炎口までの部分（給水自動ガス弁を有するものにあつては、給水自動ガス弁の出口から炎口までの部分）にあつては、通常の使用状態において、炎口以外の部分からガスが漏れないこと。
- (3) 器具栓にあつては、栓を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。
- (4) 器具栓以外の遮断弁にあつては、弁を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。
- 20 水と接するダイヤフラムを有するものは、ダイヤフラムの破損等により、漏水がガスの通路に流入しない構造であること。
- 21 ふろがまの水に接する部分は、気密性を有すること。
- 22 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1メガオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないように、有効な耐電圧性を有すること。
- 22の2 電装基板を有するものにあつては、当該基板のはんだ部は通常

使用時の温度変化に耐えること。

23 通常の使用状態において、バーナーを消火させる水滴が落ちないこと。

24 空だきした場合にメインバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置であつて、次に掲げる条件に適合するものを有すること。

(1) 空だきした場合に確実に作動し、熱感知によりガスの通路を閉ざす構造のものにあつては、感熱部が冷却したとき、ガスの通路が自動的に開かないこと。

(2) 装置が正常に機能しなかつたとき、メインバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(3) 容易に改造できない構造であること。

25 給湯のできるものの給湯に係る部分は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 通常で操作で空だき又は蒸気の噴出による危険を生じないこと。

(2) 出湯管に異常が生じ通水が一時停止した後においても、蒸気の噴出による危険を生じないこと。

(3) 水の通る部分に凍結防止の措置が講じられていること。

26 次の表の装置の欄に掲げる装置は、種類に応じて同表の回数に定める回数に適合すること。

(1) 器具栓については、技術上の基準の欄の19 (3) に定める基準に適合すること。

(2) 点火装置については、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。

(3) 給水自動ガス弁については、技術上の基準の欄の19 (4) に定める基準に適合すること。

(4) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術上の基準の欄の19 (4) に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術上の基準の欄の11 (1) に定める基準に適合すること。

- (5) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術上の基準の欄の19 (1) 又は (2) に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。
- (6) 自動消火装置については、弁が技術上の基準の欄の19 (4) に定める基準に適合すること。
- (7) 遠隔操作装置については、使用上支障のある変形又は破損がないこと。
- (8) 自然排気式不完全燃焼防止機能に係る装置については、技術上の基準の欄の13の2 (1) に定める基準に、強制排気式不完全燃焼防止機能に係る装置については、14の2 (1) 及び (2) に定める基準に適合すること。

装置	回数	
	給湯のできるもの	給湯のできないもの
器具栓	12,000	6,000
点火装置	12,000	6,000
給水自動ガス弁	50,000	
立ち消え安全装置	1,000	1,000
器具ガバナー	30,000	30,000
自動消火装置		

<u>温度を感知して作動するもの</u>	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>
<u>一定時間の経過により作動するもの</u>	<u>2,000</u>	<u>2,000</u>
<u>遠隔操作装置（ワイヤー等を用いて機械的に操作するものに限る。）</u>	<u>6,000</u>	<u>6,000</u>
<u>自然排気式不完全燃焼防止機能に係る装置</u> <u>強制排気式不完全燃焼防止機能に係る装置</u>	<u>1,000</u>	<u>1,000</u>

27 通常の使用状態において4時間以上（給湯のできるものの給湯に係る部分にあつては、15時間以上）断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。

- (1) ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の19に定める基準に適合すること。
- (2) 熱交換部にあつては、使用上支障のある変化がないこと。
- (3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の15に定める基準に適合すること。

28 輸送中に加えられる振動を加えた後、技術上の基準の欄の19に定める基準に適合すること。

29 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、ガス消費量（単位 キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関の

氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣に届け出た登録商標又は経済産業大臣の承認を受けた略称をもって代えることができる。また、製造年月は、経済産業大臣の承認を受けた記号をもって代えることができる。

ガスふろ
バーナー

- 1 ガスの取入部からバーナーまでのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。
- 2 ガスの通る部分及び空気調節器は、日本工業規格S2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。
- 3 半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがまの項の技術上の基準の欄の3から12まで、15、18、19、22、24、27及び28の基準に適合すること。
（4、5、7、10、11、15、24及び27にあつては、使用すべきふろがまの型式（技術上の基準の欄の8の規定により表示された使用すべきふろがまの型式をいう。以下ガスふろバーナーの項において同じ。）のふろがま（以下ガスふろバーナーの項において「該当するふろがま」という。）に固定した場合とする。）
- 4 該当するふろがまに固定し通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。
 - (1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温度
------	----

	(単位 度)
乾電池の表面	20
つまみ類	
金属の部分	25
その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類を除く。）の表面	105

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがまの項の技術上の基準の欄の16 (2) イ、ロ又はハに定める条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

5 ふろがまに取り付けられたとき、位置が変化しない構造であること。

6 パイロットバーナーを有するものにあつては、パイロットバーナーの位置が変化しない構造であること。

7 次の表の装置の欄に掲げる装置は、同表の回数欄に掲げる回数の反復使用をした後、半密閉燃焼式ガスバーナー付ふろがまの項の技術上の基準の欄の26 (1)、(2) 及び (4) から (7) までに定める条件に適合すること。

装置	回数

器具栓	6,000
点火装置	6,000
立ち消え安全装置	1,000
器具ガバナー	30,000
自動消火装置	
温度を感知して作動するもの	6,000
一定時間の経過により作動するもの	2,000
遠隔操作装置（ワイヤー等を用い機械的に操作するものに限る。）	6,000

- 8 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、使用すべきふろがまの型式、ガス消費量（単位 キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称及び国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関の氏名又は名称は、経済産業大臣に届け出た登録商標又は経済産業大臣の承認を受けた略称をもつて代えることができる。また、製造年月は、経済産業大臣の承認を受けた記号をもつて代えることができ、経済産業大臣の承認を受けた場合は、使用すべきふろがまの型式の表示を当該ガスふろバーナーに添付する書面に記載することができる。

<p>開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器</p>	<p>1 <u>ガスの取入部からバーナーまでのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）、フィン及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。</u></p> <p>2 <u>ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器、排ガスの通る部分、密閉燃焼式のもの給排気部及び屋外式のものケーシングは、日本工業規格 S 2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。</u></p> <p>3 <u>ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、ガスに侵されないものであること。</u></p> <p>4 <u>乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を10回繰り返し、8回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。</u></p> <p>5 <u>点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われないものでパイロットバーナーを有しないものにあつては、通常の使用状態（試験室の温度が5度から35度の間であつて、給水圧力が0.1メガパスカルの状態をいう。以下、開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器の項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。</u></p> <p>6 <u>放電装置を用いて点火を行うものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。</u></p> <p>(1) <u>通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。</u></p> <p>(2) <u>放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メガオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間げき以上の距離が保持されていることとすることができる。</u></p> <p>(3) <u>電極は、位置及び電極間げきが容易に変化しないように固定さ</u></p>
------------------------------------	---

- れていること。
- 7 通常の使用状態において、メインバーナーへの着火操作を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。
 - (2) 1点に着火した後2秒以内にすべての炎口に着火すること。
- 8 立ち消え安全装置を有すること。
- 9 立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。
- 10 立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) パイロットバーナー等に点火しなかつた時及びバーナーが消火した時から1.5分以内に閉弁すること。
 - (2) 密閉燃焼式のものうち強制給排気式のものにあつては、バーナーが消火した後、再び点火操作をしたとき爆発的に点火しないこと。
- 11 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。
 - (2) パイロットバーナー等に点火しなかつた場合において、再点火しなかつたときは、点火操作をした時から1分以内に閉弁すること。
 - (3) バーナーが消火した場合において、再点火しなかつたときは、バーナーが消火した時から1分以内に閉弁すること。
- 12 交流電源を使用するものであつて、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあつては、再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。
- 12の2 暖房機能を有するものは、密閉燃焼式又は屋外式であること。
- 13 開放燃焼式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 技術上の基準の欄の33の規定により表示されたガス消費量（以

下開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器の項において「表示ガス消費量」という。)が12キロワット以下であること。

(2) 不完全燃焼を防止する機能であつて、次のイ及びロに掲げる機能(以下開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガス瞬間湯沸器の項において「不完全燃焼防止機能」という。)を有すること。また、当該機能に係る装置は、ハからホまでに掲げる条件に適合すること。

イ 機器の周囲の酸素濃度が低下したとき、排ガス中の一酸化炭素濃度(体積パーセント。以下同じ。)が0.03パーセント以下でバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ロ 排ガス通路が閉そくして排ガス中の一酸化炭素濃度が0.03パーセント以上になる状態において、バーナーに点火したときから30秒以内にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ハ 装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

ニ 装置が作動したことを知らせる機能を有すること。

ホ 連続して3回を上限として装置が作動した後は、制御用乾電池の交換等の通常の手続きにより再び点火する状態にならないこと。

14 密閉燃焼式のものの給排気部は、気密性を有すること。

15 密閉燃焼式のもののうち外壁用のもの及び屋外式のものにあつては、通常の使用状態において散水したとき、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 散水中、バーナーが消火しないこと。

(2) 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、散水終了後、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。

(3) 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、散

水終了後、1メガオーム以上の絶縁抵抗を有すること。

16 密閉燃焼式のものうち外壁用のものの給排気筒トップ及び屋外式のものケーシングは、鳥等の異物が入らない措置が講じられていること。

17 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

事項	条件
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
燃焼ガス中の一酸化炭素濃度	開放燃焼式のものにあつては、0.03パーセント以下であること。 その他のものにあつては、0.14パーセント以下であること。

18 密閉燃焼式のものうち共用給排気筒用のもの以外のものにあつては、通常の使用状態において、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 給排気筒トップに風速15メートル毎秒以下（チャンバー用のものにあつては、風速10メートル毎秒以下）の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

(2) 給排気筒トップに風速5メートル毎秒の風を受けたとき、燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が0.28パーセント以下であること。

19 密閉燃焼式のもののうち共用給排気筒用のものにあつては、通常の使用状態において、風速1メートル毎秒以下の降下風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

20 屋外式のものにあつては、通常の使用状態において、給気部及び排気部に風速15メートル毎秒以下の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

21 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温度 (単位 度)
乾電池の表面	20
つまみ類	
金属の部分	25
その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類及び排ガス排出部を除く。）の表面	105
機器の上面（据置型のものにあつては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面	65
密閉燃焼式のもの壁貫通部の表面	65

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本工業規格 S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁（器具栓を含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術上の基準の欄の24 (4)（器具栓にあつては、技術上の基準の欄の24 (3)）に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格 S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格 S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

22 次に掲げる条件に適合すること。

(1) 燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、次に掲げる条件に適合する装置を有すること。

イ 熱交換部に異常が生じたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ロ 作動した後、バーナーへのガスの通路が再び開かないこと。

ハ 熱交換部損傷の検出部が機能しなかつたとき、バーナーへの

- ガスの通路を自動的に閉ざすこと。
- (2) 熱交換部に異常が生じたとき、機器の上面（据置型のものにあつては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面の温度が試験室の温度に65度を加えた温度を超えないこと。また、燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、熱交換部に異常が生じたとき、遮熱板（遮熱板を有しないものにあつては、ケーシング）の温度がその耐熱温度を超えないこと。
- 23 ガスの取入部は、日本工業規格B0203（1999）管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。
- 24 ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) ガスの取入部から給水自動ガス弁の出口までの部分にあつては、4.2キロパスカルの圧力において、弁の出口以外の部分からガスが漏れないこと。
- (2) 給水自動ガス弁の出口から炎口までの部分にあつては、通常の使用状態において、炎口以外の部分からガスが漏れないこと。
- (3) 器具栓にあつては、栓を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。
- (4) 器具栓以外の遮断弁にあつては、弁を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。
- 25 水と接するダイヤフラムを有するものは、ダイヤフラムの破損等により、漏水がガスの通路に流入しない構造であること。
- 26 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1メガオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。
- 26の2 開放燃焼式のものであつて電装基板を有するものにあつては、当該基板のはんだ部は通常使用時の温度変化に耐えること。
- 27 通常の使用状態において、バーナーを消火させる水滴が落ちないこと。
- 28 通常の手操作で空だき又は蒸気の噴出による危険を生じないこと。

- 29 水の通る部分に凍結防止の措置が講じられていること。
- 30 次の表の装置の欄に掲げる装置は、同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 器具栓については、技術上の基準の欄の24 (3) に定める基準に適合すること。
- (2) 点火装置については、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。
- (3) 給水自動ガス弁については、技術上の基準の欄の24 (4) に定める基準に適合すること。
- (4) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術上の基準の欄の24 (4) に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術上の基準の欄の11 (1) に定める基準に適合すること。
- (5) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術上の基準の欄の24 (1) 又は (2) に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。
- (6) 不完全燃焼防止機能に係る装置については、技術上の基準の欄の13 (2) イ及びロに定める基準に適合すること。

装置	回数	
	元止め式の もの	先止め式 のもの
器具栓	12,000	6,000
点火装置	12,000	6,000

給水自動ガス弁	25,000	50,000
立ち消え安全装置	1,000	1,000
器具ガバナー	30,000	30,000
不完全燃焼防止機能に係る装置	1,000	1,000

31 通常の使用状態において15時間以上断続的（暖房機能を有するものの当該機能に係る部分にあつては、8時間以上連続）に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の24に定める基準に適合すること。

(2) 熱交換部にあつては、使用上支障のある変化がないこと。

(3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が、技術上の基準の欄の17に定める基準に適合すること。

32 輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術上の基準の欄の24に定める基準に適合すること。

33 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、密閉燃焼式のものにあつては外壁用、チャンバー用又は共用給排気筒用の別、屋外式のものにあつては屋外式である旨、ガス消費量（単位 キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣に届け出た登録商標又は経済産業大臣の承認を受けた略称をもつて代えることができる。また、製造年月は、経済

		<p><u>産業大臣の承認を受けた記号をもつて代えることができる。</u></p> <p>34 <u>開放燃焼式のものにあつては、機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で「十分な換気をしないと死亡事故に至るおそれがある。」旨の警告が、原則として赤系色の20ポイント以上の大きさの文字で表示されていること。</u></p>
	<p>開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガスストーブ</p>	<p>1 <u>ガスの取入部からバーナーまでのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）、熱交換部及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。ただし、ガスの取入部が技術上の基準の欄の23の図1又は図2の形状のものガスの取入部については、温度350度において溶融しないこと。</u></p> <p>2 <u>ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器、排ガスの通る部分及び給排気部は、日本工業規格 S 2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。</u></p> <p>3 <u>ほうろうで耐食表面処理されたメインバーナーにあつては、衝撃に耐えること。</u></p> <p>4 <u>ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、ガスに侵されないものであること。</u></p> <p>5 <u>乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を10回繰り返し、8回以上点火し、かつ連続して点火しないことがないこと。</u></p> <p>6 <u>点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われなものでパイロットバーナーを有しないものにあつては、通常の使用状態（試験室の温度が5度から35度の間の状態をいう。以下開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガスストーブの項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこと。</u></p> <p>7 <u>放電装置を用いて点火を行うものにあつては、次に掲げる条件に適</u></p>

合すること。

- (1) 通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。
- (2) 放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メガオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間げき以上の距離が保持されていることとすることができる。
- (3) 電極は、位置及び電極間げきが容易に変化しないように固定されていること。

8 通常の使用状態において、メインバーナーへの着火操作を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。

- (1) 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。
- (2) 1点に着火した後4秒以内にすべての炎口に着火すること。

9 立ち消え安全装置を有すること。

10 立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかったとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

11 立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、次に掲げる条件に適合すること。

- (1) パイロットバーナー等に点火しなかつた時及びバーナーが消火した時から2.5分以内に閉弁すること。
- (2) 強制給排気式のものにあつては、バーナーが消火した後、再び点火操作をしたとき爆発的に点火しないこと。

12 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。

- (1) バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。
- (2) パイロットバーナー等に点火しなかつた場合において、再点火しなかつたときは、点火操作した時から1分以内に閉弁すること。
- (3) バーナーが消火した場合において、再点火しなかつたときは、バーナーが消火した時から1分以内に閉弁すること。

13 交流電源を使用するものであつて、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあつては、再び通電したとき、バーナーへのガス

の通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。

14 開放燃焼式のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 技術上の基準の欄の35の規定により表示されたガス消費量（以下開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガストーブの項において「表示ガス消費量」という。）が7キロワット以下であること。

(2) 不完全燃焼を防止する機能であつて、次のイ及びロに掲げる機能（以下開放燃焼式若しくは密閉燃焼式又は屋外式のガストーブの項において「不完全燃焼防止機能」という。）を有すること。また、当該機能に係る装置は、ハ及びニに掲げる条件に適合すること。

イ 機器の周囲の酸素濃度が低下したとき、燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が0.05パーセント以下でバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ロ メインバーナーの一次空気吸引口が閉そくして燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が0.05パーセント以上になる状態において、バーナーに点火したときから90秒以内にバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ハ 装置が正常に機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、当該装置は容易に改造できない構造であること。

ニ 強制対流型のものにあつては装置が作動したことを知らせる機能を有すること。

15 密閉燃焼式のもの給排気部は気密性を有すること。

16 密閉燃焼式のものうち外壁用のもの及び屋外用のものにあつては、通常の使用状態において散水したとき、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 散水中、バーナーが消火しないこと。

(2) 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつ

ては、散水終了後、技術上の基準の欄の5に定める基準に適合すること。

(3) 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、散水終了後、1メガオーム以上の絶縁抵抗を有すること。

17 密閉燃焼式のものうち外壁用のものの給排気筒トップ及び屋外式のものケーシングは、鳥等の異物が入らない措置が講じられていること。

18 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

事項	条件
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
燃焼ガス中の一酸化炭素濃度	開放燃焼式のものにあつては、0.03パーセント以下であること。 その他のものにあつては、0.14パーセント以下であること。

(注) 開放燃焼式のものにあつては、ガス量が最小になる状態においても上表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

19 密閉燃焼式のもののうち共用給排気筒用のもの以外のものにあつては、通常の使用状態において、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 給排気筒トップに風速15メートル毎秒以下（チャンバー用のものにあつては、風速10メートル毎秒以下）の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

(2) 給排気筒トップに風速5メートル毎秒の風を受けたとき、燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が0.28パーセント以下であること。

20 密閉燃焼式のもののうち共用給排気筒用のものにあつては、通常の使用状態において、風速1メートル毎秒以下の降下風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

21 屋外式のものにあつては、通常の使用状態において、給気部及び排気部に15メートル毎秒以下の風を受けたとき、消火、逆火、炎のあふれがないこと。

22 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。強制対流型のもので停電の際メンバーナーへのガスの通路が閉ざされる構造のもの以外のものにあつては、停電の際においても同様とする。

(1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

<u>測定箇所</u>	<u>温度</u> <u>(単位 度)</u>
<u>乾電池の表面</u>	<u>20</u>
<u>つまみ類</u>	
<u>金属の部分</u>	<u>25</u>
<u>その他の部分</u>	<u>35</u>

手の触れるおそれのある部分（つまみ類及び排ガス排出部を除く。）の表面	105
ガスの取入部（ねじにより管と接続されるものを除く。）の表面	20
機器の下面（つり下げ型のものにあつては、上面）、背面及び側面に面した木壁の表面	65
壁貫通部の表面	65

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度。

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本工業規格S 2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁（器具栓を含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術上の基準の欄の26（4）（器具栓にあつては、技術上の基準の欄の26（3））に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格S 2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術上の基準の欄の5に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格 S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナーに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

23 ガスの取入部がねじにより管と接続されるもの以外のものにあつては、ガスの取入部は、図1又は図2の形状であること。

図1 ソケット

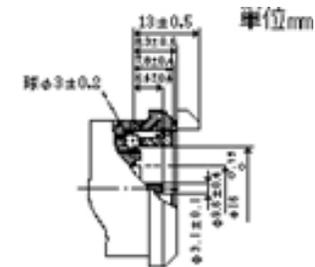
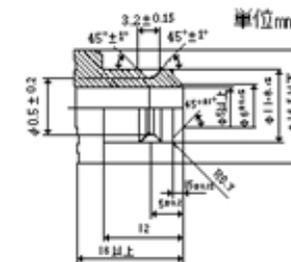


図2 プラグ



24 ガスの取入部が技術上の基準の欄の23の図1及び図2の形状のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

- (1) プラグ又はソケットの着脱が、円滑かつ確実にできるものであること。
- (2) プラグ又はソケットを接続した状態において、プラグ又はソケットに10ニュートン・センチメートルのねじり力又は100ニュートン

- ンの引張力若しくはせん断力がかかったとき、4.2キロパスカルの圧力において気密性を有すること。
- (3) プラグ又はソケットを接続した状態において、接続部に150ニュートンの引張力又はせん断力がかかったとき、プラグ又はソケットが抜けず、かつ、使用上支障がある欠陥を生じないこと。
- 25 ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにあつては、日本工業規格B 0203（1999）管用テーパねじに定める規格に適合するねじを使用すること。
- 26 ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) ガスの取入部から器具栓の出口までの部分にあつては、4.2キロパスカルの圧力において器具栓の出口以外の部分からガスが漏れないこと。
- (2) 器具栓の出口から炎口までの部分にあつては、通常の使用状態において、炎口以外の部分からガスが漏れないこと。
- (3) 器具栓にあつては、栓を閉じたとき4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。
- (4) 器具栓以外の遮断弁にあつては、弁を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。
- 27 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1メガオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないように、有効な耐電圧性を有すること。
- 27の2 開放燃焼式のものであつて電装基板を有するものにあつては、当該基板のはんだ部は通常使用時の温度変化に耐えること。
- 28 床上で移動して使用できるものにあつては、いずれの方向に傾けても20度以内では倒れず、かつ、附属部品の位置が変化しないこと。
- 29 放射方向が変えられるものにあつては、使用中自然に動かないように放射体を固定できること。
- 30 放射型のものにあつては、放射体に直接手の触れない構造であること。

- 31 燃焼面が金属網製のものにあつては、燃焼面の掃除が容易にできる構造であること。
- 32 次の表の装置の欄に掲げる装置は、同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 器具栓については、技術上の基準の欄の26 (3) に定める基準に適合すること。
- (2) 点火装置については、技術上の基準の欄の5に定める基準に適合すること。
- (3) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については、弁が技術上の基準の欄の26 (4) に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術上の基準の欄の12 (1) に定める基準に適合すること。
- (4) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術上の基準の欄の26 (1) 又は (2) に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。
- (5) 自動消火装置については、弁が技術上の基準の欄の26 (4) に定める基準に適合すること。
- (6) ガスの取入部については、技術上の基準の欄の24 (3) に定める基準に適合すること。
- (7) 不完全燃焼防止機能に係る装置については、技術上の基準の欄の14 (2) イ及びロに定める基準に適合すること。

装置	回数
器具栓	
自動温度調節器により作動するもの	30,000
上記以外のもの	6,000

点火装置	6,000
立ち消え安全装置	1,000
器具ガバナー	30,000
自動消火装置	
温度を感知して作動するもの	30,000
一定時間の経過により作動するもの	2,000
ガスの取入部（技術上の基準の欄の23の図1及び図2の形状のものに限る。）	6,000
不完全燃焼防止機能に係る装置	1,000

33 通常の使用状態において15時間以上断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の26に定める基準に適合すること。

(2) 熱交換部にあつては、使用上支障のある変化がないこと。

(3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の18に定める基準に適合すること。

34 輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術上の基準の欄の26に定める基準に適合すること。

35 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、密閉燃焼式のものにあつては外壁用、チャンバー用又は共用給排気筒用の別、屋外式のものにあつては屋外式である旨、ガス消費量（単位 キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電

力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣に届け出た登録商標又は経済産業大臣の承認を受けた略称をもつて代えることができる。また、製造年月は、経済産業大臣の承認を受けた記号をもつて代えることができる。

36 開放燃焼式のものにあつては、機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で「十分な換気をしないと死亡事故に至るおそれがある。」旨の警告が、原則として赤系色の20ポイント以上の大きさの文字で表示されていること。

密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付ふろがま

1 ガスの取入部からバーナーまでのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材などの気密保持部材は除く。）、フィン及び空気調節器は、温度500度において溶融しないこと。

2 ガスの通る部分、熱交換部、空気調節器、排ガスの通る部分、密閉燃焼式のもの給排気部及び屋外式のものケーシングは、日本工業規格 S 2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3 ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、ガスに侵されないものであること。

4 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を10回繰り返し、8回以上点火し、かつ、連続して点火しないことがないこと。

5 点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われなものでパイロットバーナーを有しないものにあつては、通常の使用状態（試験室の温度が5度から35度の間であつて、給湯のできるもの

にあつては、給水圧力が0.1メガパスカルの状態をいう。以下密閉燃焼式又は屋外式のガスバーナー付ふろがまの項において同じ。)において点火したとき、爆発的に点火しないこと。

6 放電装置を用いて点火を行うものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。

(2) 放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メガオーム以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極間げき以上の距離が保持されていることとすることができる。

(3) 電極は、位置及び電極間げきが容易に変化しないように固定されていること。

7 通常の使用状態において、メインバーナーへの着火操作を行ったとき、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。

(2) 1点に着火した後2秒以内にすべての炎口に着火すること。

8 立ち消え安全装置を有すること。

9 立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

10 立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) パイロットバーナー等に点火しなかつた時及びバーナーが消火した時から1.5分以内に閉弁すること。

(2) 密閉燃焼式のものうち強制給排気式のものにあつては、バーナーが消火した後、再び点火操作をしたとき爆発的に点火しないこと。

11 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) バーナーが消火したとき、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。

(2) パイロットバーナー等に点火しなかつた場合において、再点火

しなかつたときは、点火操作をした時から1分以内に閉弁すること。

(3) バーナーが消火した場合において再点火しなかつたときは、バーナーが消火したときから1分以内に閉弁すること。

12 交流電源を使用するものであつて、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあつては、再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。

13 密閉燃焼式のものの給排気部は、気密性を有すること。

14 密閉燃焼式のもののうち外壁用のもの及び屋外式のものにあつては、通常の使用状態において散水したとき、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 散水中、バーナーが消火しないこと。

(2) 乾電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、散水終了後、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。

(3) 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、散水終了後、1メガオーム以上の絶縁抵抗を有すること。

15 密閉燃焼式のもののうち外壁用のものの給排気筒トップ及び強制給排気式のものであつて排気筒トップのみを既設排気筒に接続するものの給気筒トップ並びに屋外式のもののケーシングは、鳥等の異物が入らない措置が講じられていること。

16 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の条件の欄に掲げる条件に適合すること。

事項	条件
リフティング	ないこと。

消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	黄炎の熱交換部への接触及びすすの発生がないこと。
燃焼ガス中の一酸化炭素濃度	0.14パーセント以下であること。

17 密閉燃焼式のもののうち共用給排気筒用のもの以外のものにあつては、通常の使用状態において、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 給排気筒トップに風速15メートル毎秒以下（チャンバー用のものにあつては、風速10メートル毎秒以下）の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

(2) 給排気筒トップに風速5メートル毎秒以下の風を受けたとき、燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が0.28パーセント以下であること。

18 密閉燃焼式のもののうち共用給排気筒用のものにあつては、通常の使用状態において、風速1メートル毎秒以下の降下風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

19 屋外式のものにあつては、通常の使用状態において、給気部及び排気部に風速15メートル毎秒以下の風を受けたとき、消火、逆火又は炎のあふれがないこと。

20 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) 次の表の測定箇所欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温度
------	----

	(単位 度)
乾電池の表面	20
つまみ類	
金属の部分	25
その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類及び排ガス排出部を除く。）の表面	105
機器の上面（据置型のものにあつては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面	65
密閉燃焼式のもの壁貫通部の表面	65

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度

ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本工業規格 S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁（器具栓を含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術上の基準の欄の23 (4)（器具栓にあつては、技術上の基準の欄の23 (3)）に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格 S 2093 (2010) 家庭

用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格 S 2093（2010）家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナーに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

21 給湯のできるものにあつては、その給湯に係る部分について、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、次に掲げる条件に適合する装置を有すること。

イ 熱交換部に異常が生じたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

ロ 作動した後、バーナーへのガスの通路が再び開かないこと。

ハ 熱交換部損傷の検出部が機能しなかつたとき、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。

(2) 熱交換部に異常が生じたとき、機器の上面（据置型のものにあつては、下面）、背面及び側面に面した木壁の表面の温度が試験室の温度に65度を加えた温度を超えないこと。また、燃焼室内の圧力が正圧になるものにあつては、熱交換部に異常が生じたとき、遮熱板（遮熱板を有しないものにあつては、ケーシング）の温度がその耐熱温度を超えないこと。

22 ガスの取入部は、日本工業規格 B 0203（1999）管用テーパねじに定める規格に適合するねじであること。

23 ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ガスの取入部から器具栓の出口までの部分（給水自動ガス弁を有するものにあつては、ガスの取入部から給水自動ガス弁の出口までの部分）にあつては、4.2キロパスカルの圧力において器具栓

- の出口（給水自動ガス弁を有するものにあつては、給水自動ガス弁の出口）以外の部分からガスが漏れないこと。
- (2) 器具栓の出口から炎口までの部分（給水自動ガス弁を有するものにあつては、給水自動ガス弁の出口から炎口までの部分）にあつては、通常の使用状態において、炎口以外の部分からガスが漏れないこと。
- (3) 器具栓にあつては、栓を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。
- (4) 器具栓以外の遮断弁にあつては、弁を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。
- 24 水と接するダイヤフラムを有するものは、ダイヤフラムの破損等により、漏水がガスの通路に流入しない構造であること。
- 25 ふろがまの水に接する部分は、気密性を有すること。
- 26 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1メガオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。
- 27 通常の使用状態において、バーナーを消火させる水滴が落ちないこと。
- 28 空だきした場合にメインバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざす装置であつて、次に掲げる条件に適合するものを有すること。
- (1) 空だきした場合に確実に作動し、熱感知によりガスの通路を閉ざすものにあつては、感熱部が冷却したとき、ガスの通路が自動的に開かないこと。
- (2) 感熱部又は水位検知部が機能しなかつたとき、メインバーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすこと。
- 29 給湯のできるものの給湯に係る部分は、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 通常で操作で空だき又は蒸気の噴出による危険を生じないこと。

(2) 出湯管に異常が生じ通水が一時停止した後においても、蒸気の噴出による危険を生じないこと。

(3) 水の通る部分に凍結防止の措置が講じられていること。

30 次の表の装置の欄に掲げる装置は、種類に応じて同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 器具栓については、技術上の基準の欄の23 (3) に定める基準に適合すること。

(2) 点火装置については、技術上の基準の欄の4に定める基準に適合すること。

(3) 給水自動ガス弁については、技術上の基準の欄の23 (4) に定める基準に適合すること。

(4) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術上の基準の欄の23 (4) に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術上の基準の欄の11 (1) に定める基準に適合すること。

(5) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術上の基準の欄の23 (1) 又は (2) に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

(6) 自動消火装置については、弁が技術上の基準の欄の23 (4) に定める基準に適合すること。

(7) 遠隔操作装置については、使用上支障のある変形又は破損がないこと。

装置	回数	
	給湯のできるもの	給湯のできないもの

器具栓	12,000	6,000
点火装置	12,000	6,000
給水自動ガス弁	50,000	
立ち消え安全装置	1,000	1,000
器具ガバナー	30,000	30,000
自動消火装置		
温度を感知して作動するもの	6,000	6,000
一定時間の経過により作動するもの	2,000	2,000
遠隔操作装置（ワイヤー等を用いて機械的に操作するものに限る。）	6,000	6,000

31 通常の使用状態において4時間以上（給湯のできるものの給湯に係る部分にあつては、15時間以上）断続的に燃焼させた後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の23に定める基準に適合すること。

(2) 熱交換部にあつては、使用上支障のある変化がないこと。

(3) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が、技術上の基準の欄の16に定める基準に適合すること。

32 輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術上の基準の欄の23に定める基準に適合すること。

33 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、密閉燃焼式のものにあつては外壁用、チャンバー用、共用給排気管用等の別、屋外式のものにあつては屋外式である旨、ガス消費量（単位 キロワット）、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ（備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号）、定格電圧及び定格消費電力（交流電源を使用するものに限る。）、定格周波数（電動機又は変圧器を有するものに限る。）、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣に届け出た登録商標又は経済産業大臣の承認を受けた略称をもつて代えることができる。また、製造年月は、経済産業大臣の承認を受けた記号をもつて代えることができる。

ガスこ
ろ

1 ガスの取入部からバーナーまでのガスの通る部分（ダイヤフラム、パッキン類、シール材その他の気密保持部材は除く。）、こんろ用汁受け皿、グリル水入れ皿及び空気調節器は、温度500度において熔融しないこと。ただし、ガスの取入部が技術上の基準の欄の19の図1、図2、図3又は図4の形状のものについては、温度350度において熔融しないこと。

2 ガスの通る部分、こんろ用汁受け皿、グリル水入れ皿、クッキングテーブルにおける燃焼部のケース、空気調節器及び排ガスの通る部分は、日本工業規格 S 2092（2010）家庭用ガス燃焼機器の構造通則の表5耐食性のある金属材料に定める規格に適合する材料若しくはこれと同等以上の耐食性のある材料又は表面に耐食処理を施した金属で製造されていること。

3 ほうろうで耐食表面処理されたメインバーナーにあつては、衝撃に耐えること。

4 ガスの通る部分に使用されるシール材、パッキン類、弁及びダイヤフラムは、ガスに侵されないものであること。

- 5 電池、圧電素子又は交流電源を用いて点火を行うものにあつては、通常の点火操作を10回繰り返し、9回以上点火すること。ただし、電池又は交流電源を用いて連続放電点火を行うものにあつては、通常の点火操作を20回繰り返し、19回以上点火すること。
- 6 点火動作が自動的に行われるもの又は点火動作が自動的に行われな
いものでパイロットバーナーを有しないものにあつては、通常の使用
状態（試験室の温度が5度から35度の状態をいう。以下ガスこんろの
項において同じ。）において点火したとき、爆発的に点火しないこ
と。
- 7 放電装置を用いて点火を行うものにあつては、次に掲げる条件に適
合すること。
- (1) 通常の使用状態において、電極部に常時黄炎が触れないこと。
- (2) 放電装置から電極までの電気配線は、絶縁抵抗が50メガオーム
以上ある絶縁物により被覆されていること。ただし、容易に手の
触れるおそれのない部分においては、非充電金属部との間に電極
間げき以上の距離が保持されていれば足りる。
- (3) 電極は、位置及び電極間げきが容易に変化しないように固定さ
れていること。
- 8 通常の使用状態において、メインバーナーへの着火操作を行つた
とき、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) 確実に着火し、かつ、爆発的に着火しないこと。
- (2) 1点に着火した後、速やかにすべての炎口に着火すること。
- 9 立ち消え安全装置を有すること。ただし、次に掲げるものにあつて
は、この限りでない。
- (1) 主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する
法律施行令（昭和43年政令第14号）第2条第1号に掲げる者が、業
務の用に供するもの。
- (2) 不点火を防止する機能を有するもの。
- 10 立ち消え安全装置は、炎検出部が機能しなかつたとき、バーナーへ
のガスの通路を自動的に閉ざすものであり、かつ、容易に改造できな

い構造であること。

11 立ち消え安全装置（再点火型立ち消え安全装置を除く。）は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) パイロットバーナー等に点火しなかつた場合には、点火を開始したときから1分以内に閉弁すること。

(2) バーナーが消火した場合には、バーナーが消火したときから1分以内に閉弁すること。

12 再点火型立ち消え安全装置は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) バーナーが消火した場合には、パイロットバーナー等に爆発的に再点火しないこと。

(2) パイロットバーナー等に再点火しなかつた場合には、点火を開始したときから1分以内に閉弁すること。

(3) バーナーが消火した場合には、バーナーが消火したときから1分以内に閉弁すること。

13 過熱防止装置を有するものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 感熱部が機能しなかつた場合には、バーナーへのガスの通路を自動的に閉ざすものであること。

(2) 容易に改造できない構造であること。

(3) 異常な温度に達したときに作動し、ガスの通路を自動的に閉ざすこと。また、温度が平常に戻つた場合にガスの通路が自動的に開かないこと。

(4) バイメタルサーモスイッチを用いる場合は、日本工業規格S2149（1993）ガス燃焼機器用バイメタルサーモスイッチに定める規格又は日本工業規格C9730—1（2010）家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置及び日本工業規格C9730—2—9（2010）家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置に定める規格に適合するものであること。

14 こんろバーナーは、調理油過熱防止装置を有すること。ただし、次に掲げるものにあつては、この限りでない。

(1) 主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第2条第1号に掲げる者が、業務の用に供するもの。

(2) 卓上型一口ガスこんろ

15 調理油過熱防止装置は、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 調理油の温度が300度に達する前に作動し、ガスの通路を自動的に閉ざすこと。ただし、調理油過熱防止装置が作動する温度より高温に設定できる機能（以下ガスこんろの項において「高温モード」という。）を有するバーナーにあつては、高温モード設定時はこの限りでない。

(2) 感熱部が損傷した場合に調理油が温度300度以上に加熱されない構造であること。

(3) 容易に改造できない構造であること。

(4) ガスこんろに通常負荷されることのある荷重を加えたとき、感熱部に使用上支障のある変化を生じないこと。

(5) 高温モードは、次に掲げる条件に適合すること。

イ 点火の際及び使用中に使用者の意識なしに、設定できないこと。

ロ 使用時は、高温モードであることが表示ランプなどにより明確に分かること。

ハ 高温モードから消火への操作は1操作で実施可能であること。

ニ 高温モードのための設定ボタンやつまみなどその他の設定操作部は、専ら高温モードに使用されること。ただし、設定を解除するための機能を備えるものとの兼用にあつては、この限りではない。

ホ 1回の高温モード使用后、解除されること。

16 交流電源を使用するものであつて、かつ、停電の際パイロットバーナー等の炎が消えるものにあつては、再び通電したとき、バーナーへのガスの通路が自動的に開かないこと又はパイロットバーナー等に再び自動的に点火すること。

17 通常の使用状態において、次の表の事項の欄に掲げる事項が同表の

条件の欄に掲げる条件に適合すること。

(1) 無風状態

事項	条件
リフティング	ないこと。
消火	ないこと。
逆火	ないこと。
すすの発生	ないこと。
燃焼ガス中の一酸化炭素濃度	0.14パーセント以下であること。

(2) 台所組込型及びキャビネット型のこんろ部にあつては、キャビネット扉開閉時

事項	条件
バーナーの炎の安定性	消火及び逆火のないこと。

18 通常の使用状態において、各部の温度が次に掲げる温度を超えないこと。

(1) 次の表の測定箇所の欄に掲げる測定箇所にあつては、試験室の

温度に同表の温度の欄に掲げる温度を加えた温度

測定箇所	温度 (単位 度)
乾電池の表面	20
つまみ類	
金属の部分	25
その他の部分	35
手の触れるおそれのある部分（つまみ類及び排ガス排出部を除く。）の表面	105
足の触れるおそれのある部分（クッキングテーブルに限る。）	65
ガスの取入部（ねじにより管と接続されるものを除く。）の表面	25
機器の上面、下面、背面及び側面に面した木壁の表面	65
カウンターの表面（クッキングテーブル及び台所組込型に限る。）	65
排気管壁貫通部の表面（台所組込型に限る。）	65

(2) ガス閉止弁の表面及び点火ユニットの表面にあつては試験室の温度に50度を加えた温度、器具ガバナーの表面にあつては試験室の温度に35度を加えた温度。ただし、次の条件に適合する場合には、これらの温度を超えることを妨げない。

イ ガス閉止弁については、日本工業規格S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の1ガス閉止弁（器具栓を含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、弁の開閉に支障がなく、かつ、技術上の基準の欄の22 (4)（器具栓にあつては、技術上の基準の欄の22 (3)）に定める基準に適合すること。

ロ 点火ユニットについては、日本工業規格S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の2点火ユニット（圧電素子ユニットを含む。）に定める規格に適合する方法により試験を行い、変形及び変色がなく、かつ、技術上の基準の欄の5に定める基準に適合すること。

ハ 器具ガバナーについては、日本工業規格S 2093 (2010) 家庭用ガス燃焼機器の試験方法の表16機能部品の耐熱試験の3器具ガバナに定める規格に適合する方法により試験を行い、耐熱試験の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

19 ガスの取入部がねじにより管と接続されるもの以外のものにあつては、ガスの取入部は、図1、図2、図3又は図4の形状であること。

図1 ソケット 単位mm

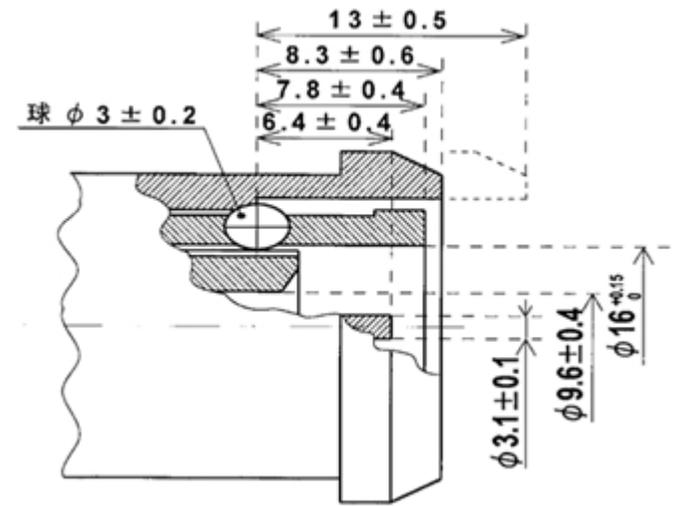


図2 プラグ 単位mm

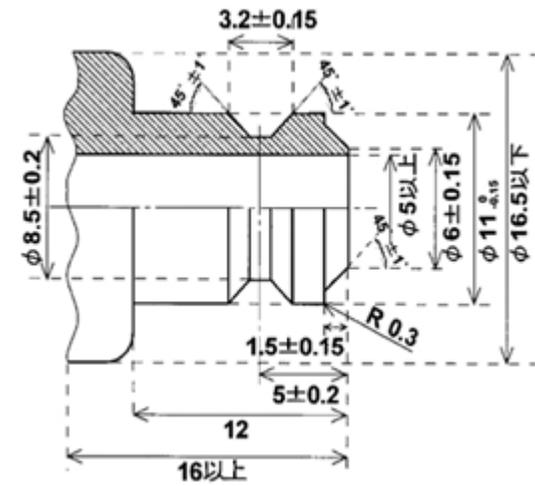
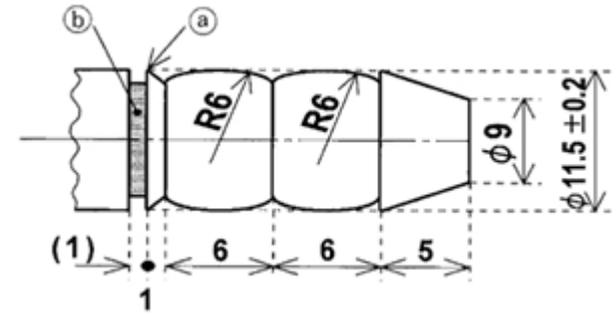
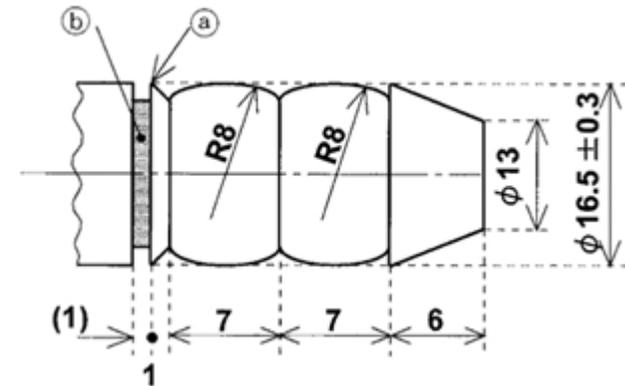


図3 9.5mmゴム管用 単位mm



- (注) 1 ①の部分のかどを取ること。
 2 ②の部分のみぞを赤く塗ること。

図4 13mmゴム管用 単位mm



- (注) 1 ①の部分のかどを取ること。
 2 ②の部分のみぞを赤く塗ること。

20 ガスの取入部が技術上の基準の欄の19の図1及び図2の形状のものにあつては、次に掲げる条件に適合すること。

- (1) プラグ又はソケットの着脱が、円滑かつ確実にできるものであること。

- (2) プラグ又はソケットを接続した状態において、プラグ又はソケットに10ニュートン・センチメートルのねじり力又は100ニュートンの引張力若しくはせん断力がかかったとき、4.2キロパスカルの圧力において気密性を有すること。
- (3) プラグ又はソケットを接続した状態において、接続部に150ニュートンの引張力又はせん断力がかかったとき、プラグ又はソケットが抜けず、かつ、使用上支障がある欠陥を生じないこと。
- 21 ガスの取入部がねじにより管と接続されるものにあつては、日本工業規格B 0203（1999）管用テーパねじに定める規格に適合するねじを使用すること。
- 22 ガスの通る部分は、次に掲げる条件に適合すること。
- (1) ガスの取入部から器具栓の出口までの部分にあつては、4.2キロパスカルの圧力において器具栓の出口以外の部分からガスが漏れないこと。
- (2) 器具栓の出口から炎口までの部分にあつては、通常の使用状態において、炎口以外の部分からガスが漏れないこと。
- (3) 器具栓にあつては、栓を閉じたとき4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時70ミリリットル以下であること。
- (4) 器具栓以外の遮断弁にあつては、弁を閉じたとき、4.2キロパスカルの圧力におけるガスの漏れ量が毎時550ミリリットル以下であること。
- 23 交流電源を使用するものの充電部と非充電金属部との間は、1メガオーム以上の絶縁抵抗を有し、かつ、電気回路に異常を生じないよう、有効な耐電圧性を有すること。
- 24 電装基板を有するものにあつては、当該基板のはんだ部は通常使用時の温度変化に耐えること。
- 25 卓上型、据置型及びキャビネット型のものにあつては、いずれの方向に傾けても15度以内では倒れず、かつ、附属部品の位置が変化しないこと。
- 26 本体に通常負荷されることのある荷重を加えたとき、使用上支障の

ある変化が生じないこと。

27 空気調節器は、次に掲げる条件に適合するものであること。

(1) 通常の使用状態において設置位置が変化しないこと。

(2) つまみを動かして空気を調節するものにあつては、つまみの操作が円滑、確実であり、かつ、開閉のための操作の方向が明示してあること。

28 次の表の装置の欄に掲げる装置は、同表の回数の欄に掲げる回数の反復使用をした後、次に掲げる条件に適合すること。

(1) 器具栓については、技術上の基準の欄の22 (3) に定める基準に適合すること。

(2) 点火装置については、技術上の基準の欄の5に定める基準に適合すること。

(3) 再点火型立ち消え安全装置以外の立ち消え安全装置については弁が技術上の基準の欄の22 (4) に定める基準に、再点火型立ち消え安全装置については技術上の基準の欄の12 (1) に定める基準に適合すること。

(4) 器具ガバナーについては、その位置に応じて技術上の基準の欄の22 (1) 又は (2) に定める基準に適合すること及び反復使用の前後における調整圧力の変動が試験前の調整圧力の5パーセントに30パスカルを加えた値以下であること。

(5) 自動消火装置については、弁が技術上の基準の欄の22 (4) に定める基準に適合すること。

(6) ガスの取入部（技術上の基準の欄の19の図1及び図2の形状のもの）については、技術上の基準の欄の20 (3) に定める基準に適合すること。

(7) 自在ゴム管口については、技術上の基準の欄の22 (1) に定める基準に適合すること。

(8) 調理油過熱防止装置については、弁が技術上の基準の欄の22 (1)、(2) 及び (4) に定める基準に適合すること及び技術上の基準の欄の15 (1) に定める基準に適合すること。

装置	回数
器具栓	6,000
点火装置	6,000
立ち消え安全装置	1,000
器具ガバナー	30,000
自動消火装置	
温度を感知して作動するもの	6,000
一定時間の経過により作動するもの	2,000
ガスの取入部（技術上の基準の欄の19の図1及び図2の形状のものに限る。）	6,000
自在ゴム管口	1,000
調理油過熱防止装置	1,000

29 通常の使用状態において8時間以上連続に燃焼させた後、次に掲げる基準に適合すること。ただし、8時間以上燃焼が継続しないものにあつては、継続する最大の時間とする。

(1) ガスの通る部分にあつては、技術上の基準の欄の22に定める基準に適合すること。

(2) 逆火及び燃焼ガス中の一酸化炭素濃度が技術上の基準の欄の17に定める基準に適合すること。

(備考)

1 適用すべきガスグループ

適用すべきガスグループ	13A (燃焼速度が35以上47以下であつてウォッベ指数が52.7を超え57.8以下のガスをいう。) 12A (燃焼速度が34以上47以下であつてウォッベ指数が49.2を超え53.8以
-------------	---

30 輸送中に加えられ得る振動を加えた後、技術上の基準の欄の22に定める基準に適合すること。

31 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で型式、ガス消費量(単位 キロワット)、都市ガス用である旨、適用すべきガスグループ(備考の適用すべきガスグループの項の欄に掲げる記号)、定格電圧及び定格消費電力(交流電源を使用するものに限る。)、定格周波数(電動機又は変圧器を有するものに限る。)、届出事業者の氏名又は名称、製造年月並びに製造番号が表示されていること並びに適切な箇所に使用上の注意に関する事項が表示されていること。ただし、届出事業者の氏名又は名称は、経済産業大臣に届け出た登録商標又は経済産業大臣の承認を受けた略称をもつて代えることができる。また、製造年月は、経済産業大臣の承認を受けた記号をもつて代えることができる。

32 機器本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で、次の事項が表示されていること。

(1) 主として液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令第2条第1号に掲げる者が業務の用に供するものにあつては、業務用である旨

(2) 調理油過熱防止装置を有していない卓上型一口ガスこんろにあつては、揚げ物調理に使用してはいけない旨

(3) 調理油過熱防止装置に高温モードを有しているものにあつては、高温モード使用時に揚げ物調理をしてはいけない旨

(備考)

1 適用すべきガスグループ

適用すべきガスグループ	13A (燃焼速度が35以上47以下であつてウォッベ指数が52.7を超え57.8以下のガスをいう。) 12A (燃焼速度が34以上47以下であつてウォッベ指数が49.2を超え53.8以
-------------	---

下のガスをいう。)
 6A (燃焼速度が34以上45以下であつてウォッベ指数が24.5を超え28.2以下のガスをいう。)
 5C (燃焼速度が42以上68以下であつてウォッベ指数が21.4を超え24.7以下のガスをいう。)
 L1 (燃焼速度が42.5以上78以下であつてウォッベ指数が23.7を超え28.9以下のガスをいう。)
 L2 (燃焼速度が29以上54以下であつてウォッベ指数が19.0を超え22.6以下のガスをいう。)
 L3 (燃焼速度が35以上64以下であつてウォッベ指数が16.2を超え18.6以下のガスをいう。)

下のガスをいう。)
 6A (燃焼速度が34以上45以下であつてウォッベ指数が24.5を超え28.2以下のガスをいう。)
 5C (燃焼速度が42以上68以下であつてウォッベ指数が21.4を超え24.7以下のガスをいう。)
 L1 (燃焼速度が42.5以上78以下であつてウォッベ指数が23.7を超え28.9以下のガスをいう。)
 L2 (燃焼速度が29以上54以下であつてウォッベ指数が19.0を超え22.6以下のガスをいう。)
 L3 (燃焼速度が35以上64以下であつてウォッベ指数が16.2を超え18.6以下のガスをいう。)

(1) この表の燃焼速度は、次の式により算出するものとする。

$$MCP = \frac{\sum (S_i f_i A_i)}{\sum (f_i A_i)} (1-K)$$

MCPは、燃焼速度

S_i は、ガス中の各可燃性ガスの燃焼速度であつて、次の表に掲げる値

f_i は、ガス中の各可燃性ガスに係る係数であつて、次の表に掲げる値

A_i は、ガス中の各可燃性ガスの含有率 (体積百分率)

Kは、減衰係数であつて、次の式により算出した値

$$K = \frac{\sum A_i}{\sum (\alpha_i A_i)} \left\{ \frac{2.5CO_2 + N_2 - 3.77O_2}{100 - 4.77O_2} + \left[\frac{N_2 - 3.77O_2}{100 - 4.77O_2} \right]^2 \right\}$$

α_i は、ガス中の各可燃性ガスの補正係数であつて、次の表に掲げる値

CO_2 は、ガス中の二酸化炭素の含有率 (体積百分率)

N_2 は、ガス中の窒素の含有率 (体積百分率)

O_2 は、ガス中の酸素の含有率 (体積百分率)

	水素	一酸化炭素	メタン	エタン	エチレン	プロパン	プロピレン	ブタン	ブテン	その他の炭化水素
--	----	-------	-----	-----	------	------	-------	-----	-----	----------

(1) この表の燃焼速度は、次の式により算出するものとする。

$$MCP = \frac{\sum (S_i f_i A_i)}{\sum (f_i A_i)} (1-K)$$

MCPは、燃焼速度

S_i は、ガス中の各可燃性ガスの燃焼速度であつて、次の表に掲げる値

f_i は、ガス中の各可燃性ガスに係る係数であつて、次の表に掲げる値

A_i は、ガス中の各可燃性ガスの含有率 (体積百分率)

Kは、減衰係数であつて、次の式により算出した値

$$K = \frac{\sum A_i}{\sum (\alpha_i A_i)} \left\{ \frac{2.5CO_2 + N_2 - 3.77O_2}{100 - 4.77O_2} + \left[\frac{N_2 - 3.77O_2}{100 - 4.77O_2} \right]^2 \right\}$$

α_i は、ガス中の各可燃性ガスの補正係数であつて、次の表に掲げる値

CO_2 は、ガス中の二酸化炭素の含有率 (体積百分率)

N_2 は、ガス中の窒素の含有率 (体積百分率)

O_2 は、ガス中の酸素の含有率 (体積百分率)

	水素	一酸化炭素	メタン	エタン	エチレン	プロパン	プロピレン	ブタン	ブテン	その他の炭化水素
--	----	-------	-----	-----	------	------	-------	-----	-----	----------

S i	282	100	36	41	66	41	47	38	47	40
f i	1.00	0.781	8.72	16.6	11.0	24.6	21.8	32.7	28.5	38.3
α i	1.33	1.00	2.00	4.55	4.00	4.55	4.55	5.56	4.55	4.55

(2) この表のウォッペ指数は、次の式により算出するものとする。

$$W I = \frac{H g}{\sqrt{s}}$$

W I は、ウォッペ指数

H g は、ガスの総発熱量（メガジュール毎立方メートルを単位とする。）

s は、ガスの空気に対する比重

2 表示事項として適用すべきガスグループが2以上ある場合には、その適用すべきガスグループに応じてそれぞれ必要な技術上の基準に適合することを確認すること。

様式第10（別表第3関係）

略称表示承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

ガス用品の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者（国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関）の氏名若しくは名称に代えて略称を表示することについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。

S i	282	100	36	41	66	41	47	38	47	40
f i	1.00	0.781	8.72	16.6	11.0	24.6	21.8	32.7	28.5	38.3
α i	1.33	1.00	2.00	4.55	4.00	4.55	4.55	5.56	4.55	4.55

(2) この表のウォッペ指数は、次の式により算出するものとする。

$$W I = \frac{H g}{\sqrt{s}}$$

W I は、ウォッペ指数

H g は、ガスの総発熱量（メガジュール毎立方メートルを単位とする。）

s は、ガスの空気に対する比重

2 表示事項として適用すべきガスグループが2以上ある場合には、その適用すべきガスグループに応じてそれぞれ必要な技術上の基準に適合することを確認すること。

様式第10（別表第3関係）

略称（記号）表示承認申請書

年 月 日

経済産業大臣 殿

住 所

氏 名（名称及び代表者の氏名）

ガス用品の技術上の基準等に関する省令の規定により届出事業者（国内登録ガス用品検査機関又は外国登録ガス用品検査機関）の氏名若しくは名称又は製造年月に代えて略称（記号）を表示することについて承認を受けたいので、次のとおり申請します。

ガス用品の区分	略称に代える事項	略称

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

ガス用品の区分	略称又は記号に代える事項	略称又は記号

(備考)

- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
- 2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。